

トータルコンサルティングオフィス

# 税理士平本事務所 ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102  
〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階  
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793  
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp  
<http://hiramoto-office.com/>

## 税理士の独り言

トップが変われば、すかいらーくのようにどん底から過去最高益の企業へ生まれ変わることもできます。大企業のようにトップを変えられないなら、中小企業はトップの心が変わらなければ経営を良くすることはできません。10人位の社員の企業が大企業の真似をしても意味がありません。自分で先頭に立って社員全部に指示を与えて引っ張るしかありません。顧客から支持されて満足させるために何をしたらいいのか必死で考えて必死で行動することです。

経営に対する考え方を变えることが最初の一步となります。

## 私の書棚より

○ベストセラーは「中身」を読むために開くのではない。その本がいかにかヒットしたか、どうやって庶民の心をつかんだのかを知るために開くのだ。線を引く箇所は、本の「なか」とは限らない。本の「外側」に線を引く箇所があるかもしれないのだ。

○「学問のすすめ」にはもうひとつの側面がある。何を隠そう、慶應義塾に人を呼び込むための「パンフレット」としての役割だ。

「一流の人は、本のどこに線を引いているのか」

土井英司著 サンマーク出版

## 税務アンテナ

□法人税法では、取締役、監査役等のように株主総会等で役員として選出された者以外に、第一順位の株式グループに属して、配偶者と合わせて5%を超える株式を保有するなど経営権を持ち、かつ経営に従事しているなどと認められれば、役員とみなすという規定があります。

みなし役員となれば、賞与の損金不算入や過大役員給与の損金不算入の規定が適用されることとなります。

ただし、会社の重要な意思決定に参画していない者は経営に従事しているとはいえませんので、みなし役員には該当しません。

□相続税の課税価格を計算する上で相続財産から控除されるものに、被相続人の債務と葬式費用があります。

控除できる債務には、借入金や賦課期日以降の住民税、固定資産税や入院費用等がありますが保証債務や連帯債務は原則として債務控除の対象になりません。

ただし、主たる債務者や連帯債務者が弁済不能で、求償権を行使しても弁済を受けない見込みがない等の状況にあり、確実な債務であれば控除することができます。

また、控除できる葬式費用の中でも香典返礼費用や墓碑、墓地、仏壇の購入費用は除かれることとなります。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

## 4月の税務スケジュール

10日	○ 3月分の源泉所得税の納付
15日	○ 給与所得者異動届出 (休日につき17日)
30日	○ 2月決算法人の確定申告 ○ 8月決算法人の中間申告 (予定申告) ○ 5月、8月、11月決算法人の消費税中間申告 (休日につき5月1日)

30日	○ 4月決算法人の消費税各種 選択届出書提出 (休日につき28日)
-----	---

今月の贈る言葉『自分に打ち勝つことは勝利のうちで最大のものである』 by プラトン